

令和元年

衣浦衛生組合第5回定例会会議録

令和元年12月26日

令和元年第5回衣浦衛生組合議会定例会会議録

令和元年第5回衣浦衛生組合議会定例会は、令和元年12月26日（木）午前10時00分衣浦衛生組合会議室に招集された。

1. 議事日程

		管理者の招集あいさつ
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		一般質問
第4	議案第6号	衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第5	議案第7号	衣浦衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
第6	議案第8号	令和元年衣浦衛生組合一般会計補正予算（第1号）
第7	議案第9号	火災に伴うクリーンセンター衣浦復旧工事の請負契約締結について

2. 本日の会議に付した事件

(1) 議事日程第1から第7

3. 議員

定数 10名 欠員 なし

出席議員（10名）

1番	小林 晃三君	2番	山口 春美君
3番	神谷 悟君	4番	新美 交陽君
5番	杓名 宏君	6番	神谷 直子君
7番	岡田 公作君	8番	鈴木 勝彦君
9番	今原ゆかり君	10番	内藤とし子君

欠席議員（0名）

4. 説明のため出席した者

管理者	禰亙田政信君	副管理者	神谷 坂敏君
副管理者	松井 高善君	参 与	吉岡 初浩君
事務局長	岡崎 康浩君	庶務課長	朝岡 得二君
施設課長	村田実千男君	業務課長	杉浦 嘉彦君

5. 出席した関係市職員

碧南市経済環境部長	永坂 智徳君
碧南市環境課長	金原 厚夫君
高浜市市民部長	中村 孝徳君

高浜市経済環境
グループリーダー 板倉 宏幸君

高浜市経済環境
グループ主幹 都筑 達明君

6. 出席した事務局職員

庶務課課長補佐 高橋 文彦君

施設課課長補佐 三矢 成由君

施設課第1係長 磯貝 光好君

施設課第2係長 鈴木 勲君

業務課課長補佐 杉浦 勲君

業務課管理係長 安藤 理純君

7. 会議の経過

(午前10時00分開会)

○議長（鈴木勝彦君） 皆さん、おはようございます。

本日は御多忙のところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。ただいまの出席議員は10名であります。よって、令和元年第5回衣浦衛生組合議会定例会は成立いたしました。よって、会議を開会します。

これより、会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

これより、管理者の招集あいさつを行います。

○管理者（禰亙田政信君） 議長、管理者。

○議長（鈴木勝彦君） 管理者。

○管理者（禰亙田政信君） 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日ここに、令和元年第5回衣浦衛生組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年末の何かと慌ただしい中、御参加いただき、本定例会が成立いたしましたことを厚くお礼申し上げます。

11月20日に発生しましたクリーンセンター衣浦での火災事故につきまして、市民の皆様にごみの直接搬入を休止させていただいております。大変御迷惑をかけております。おわびを申し上げます。

まずは、資源ごみと剪定枝につきましては、年明け1月14日の火曜日からは、受け入れを再開してまいります。受け入れ方法等、詳細につきましては、回覧やメール、市内公共施設への張り紙等でお知らせをしてまいります。

なお、今後も不要不急のごみ出しは控えていただきたいとともに、地区で開設されております資源ごみステーションを御利用いただきますよう、御理解と御協力をお願いいたします。

本日は、私どもから条例2議案、補正予算1議案、請負契約締結議案1件を上程させていただいておりますが、何とぞ慎重に御審議を賜り、原案どおりに御可決賜りますようお願いを申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦君） ただいま、招集あいさつが終わりました。

○議長（鈴木勝彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において4番 新美交陽議員及び10番 内藤とし子議員を指名いたします。

○議長（鈴木勝彦君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（鈴木勝彦君） 日程第3 一般質問を行います。

一般質問は、既に通告されておりますので、お手元の一般質問順序表に従い、自席にて発言をお願いいたします。

また、申し合わせにより、質問時間は1人20分以内となっておりますので厳守願います。

なお、質問、答弁ともに簡明にさせていただき、進行を図りたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。2番 山口春美議員、質問を許可いたします。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） 日本共産党の山口春美です。

11月20日に発生した、衣浦衛生組合ごみ焼却場の火災について、一般質問を行います。

私は、去る12月10日の碧南市議会一般質問も同様な内容で行わせていただきました。それ以降、時間も経過しておりますので、今時点の状況での明確な答弁を求めますのでお願いいたします。

第1に、火災の発生の原因について伺います。さまざまな原因予測がされていますが、実際はどのように火災発生の原因を認識しているのかまず、お答えください。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） 火災の発生原因につきましては、警察や消防によりまず実況見分が行われましたが、現時点でも原因となったものが発見されておらず、不明というように聞いております。しかしながら、粗大ごみを細かく砕く可燃粗大破砕機によって、発火性のごみが破砕された際に出火したものであるというように想定しております。

以上でございます。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） 2番目に消火設備について伺います。職員からの聞き取りでは、火災の原因となる火の玉を見たけれども、とめられなかったと、火が広がったと聞いています。発火の瞬時に消火できるような消火設備だったのか、そうでなかったのか、まず、お答えください。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） 消火設備につきましては、消防法に基づく設備を備えておりますので、定期的に点検修理も行っておりましたので、特に問題はなかったというように認識をしています。

以上です。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） 同じ現場で、どの程度の発火だったら食い止めることができる能力を持った消火設備だったのでしょうか。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） どの程度というのは、規模いろいろ、さまざまあると思いますが、消火設備は一応、ベルトコンベヤの中にも備えておりましたので、一応消火できる設備は整えているというように認識しておりますが、今回につきましてはそれを防ぐことができなかったということでございます。

以上です。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） 温度センサー等で、もしその発火の原因になるものが、もう少し近くにあれば消火したのか。それとも消火をしたけれどもとまらなかったのか。その要因は、この発火した火の玉が遠く離れていて認知できなかったのかということになりますが、もしそういう状況を分析するならば、今後建てる機械設備についてもその弱点を克服したものにしなければならないと思いますが、どんな状況だったのでしょうか。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） 今回の破砕機で破砕した時点で、その火の玉のようなものを操作員がを見つけました。そのときには、迅速にベルトコンベヤを停止するとともに、水噴射によりまして消しとめる作業を行ってまいりましたが、それでは今回は火をとめることができなかったということでございますので、今後設備を復旧していく中では、そういったものにも対応できるような形で、業者とも最新の技術の導入を見ていく中で、そういったものも設備の中に持っていきたいということは考えています。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） 火の玉とその消火設備の感知の距離はどれだけあったのか、その温度で

感知しなかったのか、感知して噴射されたのか。それは厳密に認識してみえるのですか。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） これは運転員が常時、破碎機のところにおりまして、その状況を確認しております。目だけではなくて、鼻でもってそのにおい等も運転員は感じ取り、迅速に対応しております。そういったマニュアルもございまして、それに基づいて運転員はその対応をしてみいましたので、そういう対応をしてきたということでございます。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口議員。

○2番（山口春美君） 石川島播磨系の設備で、しかも、運転される方も同じ石川島播磨の系列の方で正社員ですか、熟年の方なのでしょうか。その方は、きちんと今後の新たな設備のためにどのくらいの提案権限のある方なのでしょうか。やはり、現場で一番慌てた方だと思うので、その点なぜ、消火しきれなかったのかというのは、その人が自分の会社のことでもありますし、きちんと設計士に言うことができると思うのですが、その点はどのようなのですか。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） 運転員につきましては、委託業者の正社員でございます。そのものだけではなくて、実際に委託業者とも今後復旧する中で、最新のしっかりとそういった能力を発揮できるような施設のほうを整備はしていきたい、相談していきたいというように考えております。

以上です。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口議員。

○2番（山口春美君） きょう、この後、随意契約で締結するのですが、それは全くこの10億円のお金とその大ざっぱな現状復帰を書いてあるのであって、この後、詳細のより新しい、より効果のあるものにするためには、煮詰めていくということで理解してよろしいですね、それでは。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） そのとおりでございます。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口議員。

○2番（山口春美君） 現在の状況について伺います。12月16日には全員協議会の後、現場も見させていただいたのですが、改めてまるで爆撃の後のようなすさまじい惨状に私自身も驚きました。このような大災害を市民に早く情報を伝えなかった執行部にも驚かされました。

そこで、可燃粗大ごみコンベヤや粉砕機は、今どうなっているのか。手作業で粉砕し、焼却炉ピットに投入しているのかお答えください。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） 現在の状況ということでございますけれども、まず、火災によりまず全損がアルミ選別機投入コンベヤ、No. 1 可燃物搬送コンベヤ、No. 3 可燃物搬送コンベヤ、No. 4 可燃物搬送コンベヤ、No. 5 可燃物搬送コンベヤ、一部損傷が振動ふるい、アルミ選別機、No. 2 可燃物搬送コンベヤ、可燃性破砕物搬送コンベヤ、制御系電気配線、消防設備、建築構造体、照明器具等となっておりまして、現在、粗大設備のベルトコンベヤ類が損傷しておりますので、運転できないような状況になっております。

なお、焼却炉につきましては、11月29日から運転を開始しております。

影響ということでございますけれども、先ほど申しました破砕機が、今現状としては使えない状況でございますので、受け入れをしました粗大ごみ、家具や寝具などにつきましては、委託業者が手作業で解体をしている状況でございます。そういった面では処理に時間を要しているという状況でございます。

以上です。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口議員。

○2番（山口春美君） 実際に可燃の粗大ごみの粉砕機、あるいは不燃のほうのコンベヤと二つすみ分けがされているのですが、稼働の状況はどんな状況だったのでしょうか。不燃の粗大ごみのほうは、毎日動いているわけではなかったということで、たまたま毎日動いているときに火の玉が出て、そのコンベヤ上に物があつたので引火してしまったということを知ったのですが、可燃のほうは毎日稼働をしている、どんどんお客さんも来る、山積みになっている、剪定枝も含めてですからね。不燃のほうは、ためておいては週に何回かということだったのでしょうか。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） まず、可燃の破砕機につきましては、毎日動かしております。不燃のほうにつきましては、週に1回水曜日に稼働しておりまして、この11月20日につきましては、ちょうど水曜日ということで可燃のほうの粗大設備も動いていたという状況でございます。

以上です。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口議員。

○2番（山口春美君） そうしますと今後、この施設が全く使えないので、今言ったのはアルミのほうがだめで、もちろん入り口からもだめなので、基本はアルミ、鉄、その他のくずというよ

うに3種類に分けているのですか、不燃のほうは。今度、新しくつくろうとすると、ここで破砕をかけながら、鉄とか全部手作業で分けて持ち込むということになりませんか、トラックに燃えるものは積み込んで運び出す。鉄のものはすぐ隣の鉄に行ってインゴットにはできないけれども、そこで固めるということになるのですか。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） 不燃と言いましても、さまざまなものがありまして、金属類だけではなくてプラスチックのもの等々もありまして、また瓶ですとか、さまざまなものが入り込んできますので、今現在、破砕機のほうが使えない状況では分類ができないと、機械のほうで分類ができないということで、今業者のほうにお願いしておりますのは金属類と不燃のものとして分けて持ち込んでいただきたいというようなことで、一部対応はさせていただいているところはありますけれども、現状としてはそういう厳しい状況の中で対応をさせていただいているという状況であります。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口議員。

○2番（山口春美君） 布団も今、山積みになっていますが、カーペット、布団、大きなものが。ああいうものも今後は新しくリースでやったもので細かくできるのですか。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） 一番布団ですとか、そういったものの処理が困っているような状況でございますので、それにつきましては仮設でこの後出てまいります、そういった破砕機でもって作業をしてまいりたいというように考えております。

以上です。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口議員。

○2番（山口春美君） 4番目の復旧のめどですが、12月16日の全員協議会では、焼却した施設の復旧は来年の7月と言われましたけれども、それからまた10日たっていますので、その実施、7月と言われた予定は変更ありませんか。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） 復旧の見通しですが、今、12月末までで被害状況を調べているところございまして、その復旧計画などにつきましては、1月に入ってからまた業者のほうと詰めてまいりたいというように考えておりますが、大まかなスケジュールとしましては、7月末の工期のめどとしまして、6月中に機器の設置工事を終え、7月の初めには試運転を開始したいと

いうことは、我々としては考えているところでございます。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） では、10日前の説明と変わらないということで受け止めました。

次に5点目の市民への情報提供ですけれども、16日に配られた資料では、碧南市と高浜市では差異がありました。防災メールの発信が高浜市ではその日のうちに、火事当日の20日に発信されていますが、碧南市では9日も遅い29日となっています。現在、管理者は碧南市長です。なぜ、このような形になったのか。衣浦衛生組合としては、一刻も早く火事の現状を知らせるべきと行動されたのか。日時を指定して一刻も早く持ち込みを中止しているということを徹底してくださいということで、組合としての発信はされたのでしょうか。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） 組合としましては、報道発表やそれからホームページ、それから市のほうでは広報、防災メール、教育委員会の保護者メール、それから回覧板等々さまざまな方法を利用しまして、情報発信のほうを行わせていただきました。

その中で、碧南市と高浜市で、例えばメールの発信の日にちだとか、それから広報の発行日など、それぞれの市の事情があって若干の差があったということは承知をしております。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） ホームページやいろいろあるのですが、個別にメールで個人宛てに発信するというのは、なかなか効き目があることだというように思います。碧南市もいつも情報発信が遅れているということを言うと、防災メールでやりますということを対案として出されている中で、高浜市さんはその日のうちに発信されたけれども、9日もたってしまったというのは、碧南市長としての受け止めが甘かったのか、同じように組合は発信したのでしょうか、両市に対して。一刻も早く出してくださいということを高浜市は機敏に受けとめられて、その時点でやったけれども、碧南市はぐずぐず、ぐずぐずして9日ということでは、受けとめの甘さ。そして管理組合もきちんと一刻も早くやってくださいということで言ったけれども、現場でぐずぐずしていたのか、どういうふうなのですか。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） 先ほど申しましたとおり、市のそれぞれの事情がございましたので、そのような対応になったのではないかなというように考えております。

以上です。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） これは明確に碧南市長、管理者としての受けとめも、それから発信する管理者として両市に対して同時刻で発信してほしいという依頼も、それから受けとめる側の碧南市長としても受けとめが甘かったと。この爆撃の後のような、あんな悲惨な状況なのに、それが9日もたってからしか個々の市民には知らされなかったということでは、受けとめが鈍かったなというように指摘せざるを得ません。

6番目には、修繕の費用や方法についてですが、この後の補正予算や随意契約、契約議決がされます。しかし今改めて思うと、ただ効率的だということで可燃粗大ごみを焼却炉に隣接された現在の施設は、本当に再発防止になっていくのでしょうか。可燃粗大ごみを持ち込んだ業者や市民は、全て焼却炉への通路をずっと上がっていくことになります。その上がっていく交通量も大変なことになりますし、あのように本当に人も入れないような狭い通路をコンベヤであちこちに渡りながら、焼却炉に流れ込んでいく。どこでその摩擦による被害が起こっても、火が出た瞬間にはもう人の手では、らちが明かないというところで、暗闇の中でね。ということは、非常に効率性だけは取るけれども、安全性には問題があるのではないかというように思います。ここで、破碎機をかける半年間の間に、それはそれで車で運び込むわけですから、私はやはり別建てにして、この屋根も防いで防音設備もしてやっていくなれば、今後たとえそこで火事が起こったにしても、小規模で食いとめることができる。人の手で食いとめることができるというように思うのですが、そういう考えはこの間、検討はされなかった、原状復帰最優先10億円ということで動かなかったのですか。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） 設備的な部分もありますけれども、それ以外の対応としまして、人的な部分であったり、それからこういった発火性のあるものについては、その前に分別をするとか、いろいろなことが考えられますので、今後復旧をしていく中で、これは組合市とそれからまた業者ともしっかりとそのあたりは詰めていきたいというように考えております。

以上です。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） 緊急ですし、額も相当大きいのですが、いち早くということでやらなければならないかったということはわかりますけれども、その他の方法や他の施設の状況などもよく見ながら、うちは効率性が高いんですということで説明されましたけれども、それで果たしているのか、10億円のお金を使うような結果になったということについては、もっと熟慮する必要があったのではないかなど。これでやればこの復旧も、もっと早くできるというように思いますので、私はぜひ賛成はしますけれども、後の議案ではいたし方ないので。でも指摘し、今後また

再び火災が起こったときには、そら言ったでしょうというように指摘をさせていただきたいと思
います。

7番目の一般可燃ごみや持ち込み可燃ごみ、粗大ごみ、業者ごみ、資源ごみの処理への影響と
対策は、年末に向けて一般持ち込みごみは1月14日の午前中からと言われましたけれども、一
般家庭の資源ごみは、ここまでの変化も含めてそれぞれの各ごみごとの収集の受け入れがどん
どん拡大していった流れも、まず改めて伺います。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） 先ほどもお答えしましたが、粗大ごみなどにつきましては、破砕機
が使えないような状況でございますので、委託事業者が手作業で解体している状況ございま
して、処理に時間を要しているという状況です。

また、事業者やシルバー人材センターなどから持ち込みます枯草や剪定枝、可燃ごみにつきま
しては、あらかじめ45リットルの袋詰めをお願いしまして、敷地内で仮置きをし、定期的に可
燃のごみピットのほうに運んでいるという状況でございます。

ごみの受け入れ状況につきましては、現在一般市民の皆様がクリーンセンターへ直接搬入する
ごみの受け入れができない状況になっておりますけれども、それ以外のごみにつきましては、今
言いました一部袋詰めをしていただく制限はありますが、受け入れを再開している状況ござい
ます。受け入れが困難となっております一般市民のクリーンセンターの直接搬入につきましては、
組合市と協議をし、今現在代替策を検討しているところでございますけれども、まずは資源ごみ
と剪定枝、剪定枝につきましては袋詰めという条件つきになりますけれども、1月14日火曜日
から午前中のみとなりますが、受け入れができるように調整を進めてまいったところでござい
ます。

以上です。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） 私たちは、かねがねこの混雑も含めて、資源ごみは川向こうのし尿処
理の隣の広場で行ったらどうかということを提案してきたのですが、今回はこういう非常事態の
中で向こうでの回収もやられると思うのですが、それが14日になるのですか、1月14日に。こ
こは、破砕機がリースで動くようになる。それから、向こうは瓶や缶やペットボトル等のいわゆ
る家庭ごみなどの搬入先となるということで、1月14日から川向こうで行うということになる
のでしょうか。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） 仮設破砕機につきましては、まだこの後、予算の補正予算というこ

とで、御審議いただきますので、その件につきましては今後という形になってまいります。

まず、1月14日から始めさせていただくものは、し尿のほうのセンターのほうの空き地のほうですね。そちらのほうを活用して、先ほど言いました資源ごみ、分別ごみと、それから剪定枝等々ですね。まずは受け入れをしていくということで考えております。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） きょう様子を見ると、今までのように、そこそこ持ち込みを間違えて持ってきた人もいたのですが、きょうはほとんどいなかったのが徹底したのかなというふうには思うのですが、とはいえ向こうでやるならば、剪定枝を山積みにしてためたらこちらに運ぶということですね、きっと。ほかのものもあっちでかごに入れて、一定量になったら運び出すということになると思うので、わざわざ1月14日に繰り延べしなくても、正月明けからやるということも可能性としては大いにあるのではないかとこのように思います。恐らくお正月にお客さんが来たりして、大きなごみなどもすぐ出るので、地元で出すのは大原則ですけれども、向こうも14日ということに限定せず、もっと早くやる努力をぜひしていただきたいなど。あしたから働くお父さん方が休みになるのをきっかけに、そうは言ってもまだ徹底されていない人が持ち込みに来るのではないかとこのように思うので、14日と限定せず、もっと早くやれる可能性はあるのではないですかね、確認します。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） 場所さえ確保できればできるという問題ではなくて、安全対策ですとか、それから交通渋滞のこと、それからごみを放置するということでこの正月ですね。近隣住民に与える影響ですとか、さまざまなことを検討した中で1月14日から準備を進めていきたいということで、やってきた次第でございます。

以上です。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） そうすると工事の6月まで半年間あるわけですがけれども、そこは全部向こうでやって工事の車もここへ出入りするので危ないということで、向こうでやられるので、これを6カ月で停止せずに資源ごみは向こうに居残ってもらって、あとは測量だけですけれども、測量はそれぞれガラスだ、何だと搬出するときに一定の入れ物に入れるわけですから、搬出のときにカウントするというようにすれば、測量なしでも一般家庭が持ち込むごみですからやれると思うので、恒久的に向こうに移動してもらおう。そうすると、ここがすごくスムーズに車がどんどん流れる中で、バックで止めてここに置くというのは非常に危険性もあるので、向こうに行くということで、恒久的に行くということで理解して、またここへ戻ってくるの、7月から。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） 計量の課題があるということでございますけれども、一応こちらのほうの復旧工事が完了するまではそちらのほうで進めさせていただきますが、その半年間の状況を見る中で、またその辺りは組合市とも検討してまいりたいというように考えております。

以上です。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） そうすると作業員のこの暑さ寒さ対策も含めて、本格的なものをそこそこ本格的なプレハブなども置いたりして、恒久的に向こうで安気にやれるようにしていくように私は願っています。よろしくお願いします。

それから、8番目に他市への焼却依頼の可燃ごみを持ち込みましたが、その費用の見込みについてどのぐらいの量なのか、いまだわからないままでしょうか。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） 他市への焼却依頼につきましては、三河知多清掃施設連絡協議会によりますし尿及びごみ処理総合援助に関する協定書第3条の規定に基づきまして、援助依頼を所属団体を踏まえまして、11月22日金曜日より12月6日金曜日までの11日間、市の収集ごみを安城市に443.66トン、刈谷知立環境組合に126.42トン、西尾市に75.29トン。また、し尿の脱水汚泥を東部知多衛生組合に15.43トン搬出をしております。費用につきましては、まだ概算でございますが、約1,800万円と算定しております。

以上です。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） わかりました。9番目の今後の再発防止策について伺います。

冒頭で発火性のものが多分燃えたのではないかとというように言われました。今リチウム乾電池だとか、小型バッテリーだとか、私たちが持っている携帯なども含めて、とても高度な発火性があるものがどんどん、どんどん出回っています。今後もこれが減っていくことはなくて、もっともっと小型化し、強い電力性のものが出てくるというように思います。それで改めて伺いたいのですが、刈谷や知立や安城や西尾市は、こういうリチウム乾電池、バッテリーなどをどのように集めているのか、把握されてみえますか。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） 詳細まではちょっと承知しておりません。それを特別分類している

ということは伺っておりませんので、現状としてはそれを単独で集めるということはやられてみえないというように承知しています。

以上です。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） 全部販売店の店頭、コンビニ、カーマ、ケーズ、エイデン、全部店頭で回収箱を設けて、そこに投入するというようにしています。やっていないのは碧南市、高浜市です。同じカーマでも箱を置いていません。ケーズでも乾電池を買った数だけはレジのところまで三つ買ったなら三つは受け取ってくれるけれども、そのほかのものは受け取らないということになっています。細かいものなので、もし取ってくれなければ、それを持ち帰って袋に入れておいても、どこかに紛れ込んでしまったりするというので、明らかに発火性のものが原因とするならば、やはりもとから絶っていかないと、また再発防止にはならないというように思います。市民の皆さんの注意喚起にとどまっていますけれども、改めてきょうは衣浦衛生組合そのものがその仕事に従事するわけではないですけれども、再発防止のために衣浦衛生から発信し、碧南、高浜両市で店頭でまず置いていただく。いつも乾電池を買って処分のものの方が多くて困って、私もずっと資源ごみの回収施設には立ち番はしますけれども、この1年間見事に1個も出さずに、ドミヤや段ボールの処分場などに運んで1点も出ませんでした。だから、ああいう町内会の集積所に出さなくても販売店できちんと処理してもらえば、資源ごみは基本的にはなくなると。全員がそういうわけにはいきませんので、車で運べない人もいるので一定は必要なのですが、ここに私は減量のコツがあると思うのです。

それから、こんな火事を二度と起こさないためには、やはり販売元で大もとから即座にその場で処分してもらおう。もちろん行政が回って、巡回して回収しているということも多分やっていると思うのですが、刈谷市などはそのようにやられてみえるというように思います。言われていますので、1粒たりとも、こんなに小さいものでも買ったときに店頭の箱に入れば目こぼしなく回収できるというように思いますので、10億円の高い月謝を払いましたので、大もとからやめていく。碧南、高浜だけです。私は、きょう西尾のカーマに捨てに行こうかなと思っているのだけれども、ぜひ岡崎事務局長が仕切りをして、ほかの市と同じように店頭で、これは販売した責任者の責任もありますからやってもらおう。そして、それができなければ市が巡回して回収していくということで、一本で、この碧南市が乾電池を町内会の集積所で集めて、ここに持ってきては北海道に送っているのですけれども、そういうやり方も含めて店頭で一番初めのスタートで回収するというので、ぜひ管理者の碧南市長も吉岡市長もおみえになるわけですから、西三河の中で碧南と高浜だけです。こんな形でやっているのは。ぜひこれはやめてもらって10億円の月謝の分を市民の人たちに教育も含めて普及させながら、二度とリチウムやそういう危険物質、ライターもです。出てこないようにしてほしい。店頭で買った人がその場で捨てると。店頭の

箱に入れるというように徹底していただきたいというように思います。市長にぜひ打診してください。どうですか。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） 組合市両市には、また相談させていただきたいと思います。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） 10番目に最後の火災事故全体での教訓ということは、事務局としてはどのように把握してみえるのでしょうか。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） 今回の火災事故によりまして、市民生活への影響と責任の重さというものを痛感いたしました。今後、復旧作業を進める中で、施設の安全、安定、安心な運転をできるように、そういった運転を実現できるように最大限進めてまいりたいというように考えております。

以上です。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） きょうの開会冒頭で管理者の禰宜田市長が言われたように、まずは事故について反省し、そして早い情報を市民に出していただき、なるべく出すのを控えることを協力してほしいと言われましたよね、今あいさつの中で。その言葉を冒頭で言うべきだったというように思います。情報の早期伝達と市民への情報共有がどんな行政でも必要ですが、このごみ減量や環境の問題が絡んでいる、こういう現場ではなおさら必要だというように思います。そして、ごみ減量等危険物の放棄をさせない店頭回収など、基本的ないろはを教訓にして実際に動きをつくってほしい。あのときの10億円でやはり店頭で集めることになったねということで、私たちが、市民全体が認識できるように、あれから変わったと思えるように、ぜひしていただきたいと思いますので、決意のほどお願いします。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） 繰り返しになりますが、衣浦衛生組合としましては、この施設の安全、安定、安心な運転を実現できるように最大限努めてまいりたいというように考えております。

以上です。

○議長（鈴木勝彦君） 以上で2番、山口春美議員の一般質問を終わります。

次に、6番 神谷直子議員の質問を許可いたします。

○6番（神谷直子君） 議長、6番。

○議長（鈴木勝彦君） 6番 神谷直子議員。

○6番（神谷直子君） こんにちは。神谷直子です。2011年3月に発生した東日本大震災、この地震は多くの企業に打撃を与え、現在までに約2,000社が震災の影響を受けて倒産したとされています。こうした災害の影響を最小限に抑えるためには、業務を早期に回復させるためのマニュアルをあらかじめつくっておくことが必要です。そこで重要になってくる考え方がBCP業務継続計画です。BCPとは災害や今回のような火災、事故などが発生した際に、1業務を継続する。2早期に復旧する。この二つを実現させるための方法や手段をまとめた計画のことです。防災対策と間違えられやすいのですが、業務の継続を主な目的にしている点が防災対策と大きく異なるところです。現時点では、BCPは法律や条例では義務づけられていません。しかし、災害に対して準備不足で従業員が安全、健康に働く配慮ができていなかったと判断されれば、安全配慮義務違反となります。

11月20日における火災について、一般ごみの回収を1日たりとも怠らなかったことは評価されると考えていますが、今回の火災においてBCPの必要性を感じたかについてお聞きいたします。衣浦衛生組合では、BCPは策定していますでしょうか。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） 衣浦衛生組合では、BCPにつきましては、策定をしておりません。

○6番（神谷直子君） 議長、6番。

○議長（鈴木勝彦君） 6番 神谷直子議員。

○6番（神谷直子君） 近隣のごみ処理施設では、BCPを策定しているところはありますでしょうか。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） 近隣のごみ処理施設に聞き取りを行いました。BCPを策定している施設はありませんでした。

○6番（神谷直子君） 議長、6番。

○議長（鈴木勝彦君） 6番 神谷直子議員。

○6番（神谷直子君） 近隣のごみ処理施設ではBCPの策定をしていないということですが、今回の火災においてBCPの必要性を感じましたでしょうか。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） 今回の火災でということですが、先ほど2番議員でも御説明しましたが、三河知多清掃施設連絡協議会によります、し尿及びごみ処理の総合援助に関する

協定というのは結んでおきまして、そういった面ではごみを出すことはできるわけですが、しかしながらごみの種目というのも多種多様で、各施設により受け入れ種目や処理状況が違うこと。また、依頼時点におきましての各施設のごみピットのレベル、あるいは機器の修繕、あるいは工事などの状況によりまして受け入れが困難な場合もあり、さまざまな状況により対応が変わってまいりました。

また、組合市が委託をしているごみ収集業者、収集時間が決まっていることから、遠方への運搬が難しいということも今回わかってまいりました。そのようなことからBCPの必要性というのは、感じるものでございます。ただし、実効性のあるBCPの策定には課題も多いなというように感じております。

以上です。

○6番（神谷直子君） 議長、6番。

○議長（鈴木勝彦君） 6番 神谷直子議員。

○6番（神谷直子君） それでは、もしBCPが策定されていたら、どんな点がうまくいったと思われませんか。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） 先ほども申しましたが、ごみの種目も多種多様でございまして、各施設により受け入れ種目や処理状況が違うということから、それぞれのごみ種目ごとにあらかじめ依頼する施設などリスト化しておくことで、迷うことなく援助依頼をすることができたのではないかと考えております

以上です。

○6番（神谷直子君） 議長、6番。

○議長（鈴木勝彦君） 6番 神谷直子議員。

○6番（神谷直子君） 災害や今回のように事故が起きた際、事業を本来の状態に戻すまでには次の三つの段階を得ることとなります。

最初の第1段階では、どのような被害があるのか現状を把握します。現状を理解することで事業を継続するのに不足しているものが何かわかります。どのような連携の仕方をして、情報共有をどのようにしていくのか、部署を超えた協力体制を整えるようにしていくことが大切だと考えます。

第2段階では、業務を担当者以外が引き継げる状態にしたり、不足している設備やネットワークを代替え、移行する仕組みを整えたりします。被害が大きい場合でも、人や設備の代わりがある状態をつくっておくことによって、通常に近い業務を行えるようになるものです。事前に業務に必要な資材や設備を把握し、その代替え手段を取りまとめることが必要です。

第3段階の最終段階では、災害によって被害を受けた部分を復旧していく仕組みを整えます。

施設や設備といった物理的な復旧とネットワークなどの技術的な復旧をすることで、徐々に本来の業務へと戻していけます。本来の設備やネットワークがどういったものだったかを納品書や契約書などで確認できるようにしておくことが大切です。

このようなことを考えて計画されていくことを求めています。

今後の策定予定についてお聞きいたします。今後BCPを策定される予定はございますでしょうか。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） 現時点で、まずは復旧を第一に考えておりますけれども、再発防止対策とともに、またBCPの策定につきましても検討してまいりたいというように考えております。

○6番（神谷直子君） 議長、6番。

○議長（鈴木勝彦君） 6番 神谷直子議員。

○6番（神谷直子君） 今回は、クリーンセンターでの火災でした。組合事業の中では、ほかの業務もあります。それらを網羅できるような策定をお願いしたいと思います。

リスクにはさまざま考えられます。自然災害リスク、地震、台風、洪水、落雷など、事故リスク、火災、爆発、停電、断水など、オペレーションリスク、コンピュータの入力ミス、クレーム対応の失敗など、情報セキュリティリスク、重要データの損失、コンピュータウイルス、ハッカーなどの攻撃など、ホームリスク、不正、内部統制リスク、経済政治リスク、人事労務リスク、労働安全衛生リスク、このようなリスクすべてに対して対処するのは難しいと思います。限られたリソースの中で、効果的な対処をするためにリスクに優先順位をつけて、優先順位の高いリスクに絞ってBCPを策定するようにすることが必要です。優先順位をつけるときのポイントは、頻度と重要度です。そのリスクがどれほど発生する可能性があるのか。そして実際に起きたときにどれほどの損失を与えるのかという2軸で、総合的に判断することが大切だと考えられます。

衣浦衛生組合ではどのようなリスクがあり、どのような計画が必要だと考えてみえるでしょうか。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） まず、リスクということに関しましては、今回のような火災等によります事故のリスク。それから地震、台風によります自然災害リスクなどがあるというように考えております。

計画を策定するに当たりまして、検討しておくこととしましては、まず、ごみ処理施設の被害状況を把握するとともに、どのような処理ができなくなっているのかを把握する必要があるというように考えております。また、ごみの種目別のその時点での集積量と、その後搬入される予定

のごみの量を把握する必要もあるというように考えております。自然災害リスクでは、参集できる職員や委託業者、従事者の把握も必要となつてまいります。

次に、処理が行えなくなっているごみの処理の代替策を検討する必要があります。近隣の施設に援助依頼するもの、代替機の導入によりまして、組合内で処理を行うもの、その場合ごみの集積場所をどこにどれだけ確保するのかというようなことも検討していく必要があると思います。

また、それと同時に施設の復旧のための手順も、あらかじめ検討しておく必要があるのではないかなというように考えております。そのほか、職員や委託業者、従事者の健康管理も大切であるというように考えております。

以上でございます。

○6番（神谷直子君） 議長、6番。

○議長（鈴木勝彦君） 6番 神谷直子議員。

○6番（神谷直子君） 2番議員もおっしゃっていましたが、今回、情報共有がうまくできていないように感じました。情報共有の強化についてお聞きいたします。市民との情報共有の強化について、何かお考えはありますでしょうか。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） 今回の火災では、組合市や組合のホームページ、防災メールを始めとした各種メール、それから広報、地区の回覧板、公共施設等へのポスターの掲示、商工会議所や商工会の会報にチラシを同封したりと。さまざまな手段を使って市民の方へ情報発信に努めてまいりました。しかしながら、ごみを直接持ち込まれる市民もおみえになりましたので、情報が広く伝わっていなかったということもあったかというように考えております。

今後さらに有効な、効果的な手段を組合市とともに検討はしてまいりたいというように考えております。

以上です。

○6番（神谷直子君） 議長、6番。

○議長（鈴木勝彦君） 6番 神谷直子議員。

○6番（神谷直子君） 今回、組合議会のBCPも作成していないことに気がつきました。高浜市議会では、議会でBCPを作成しております。こちらも今後作成する努力が必要なら、私たち議員も一度考えていかねばならぬと思った次第です。ただ、両市の議会での議員のBCP、高浜市はつくっておりますが、碧南市さんはまだということですので、この温度差を埋めていくこと、今後この組合議会でも作成して、いち早く市民と情報共有できるように、組合議会議員として活動していくことが組合議会議員の課題だと感じております。議長を始め、組合議会議員の方々の御協力が必要だとは存じますが、努力していきたいと思いました。

以上で、私の一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦君） 以上で、6番神谷直子議員の一般質問を終わります。

これで通告者の質問は終了いたしました。これにて一般質問を終結いたします。

○議長（鈴木勝彦君） 日程第4 議案第6号 衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） ただいま議題となりました議案第6号 衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

それでは、参考資料により御説明申し上げますので、参考資料1をご覧ください。

まず、1の改正の理由でございますが、人事院勧告により組合職員の給与を改めるため条例の一部を改正するというものでございます。人事院勧告につきましては、毎年国家公務員の給与水準を民間企業の従業員の給与水準と均衡させることを基本に行われておりますが、本年8月に行われました勧告を受け、給与の改定を行うものでございます。勧告の主な内容としましては、民間給与との比較において、給料月額ボーナスとも公務員給与が下回っていたことを受け、給与月額を平均0.1%引き上げ、民間のボーナスに相当する勤勉手当の支給月数を年間0.05月分引き上げることが適当であるというものでございます。

次に2の改正の概要でございますが、（1）住居手当額の上限の引き上げ（第15条関係）につきましては、住居手当の月額の上限を2万7,000円から2万8,000円に引き上げるものでございます。

次に（2）勤勉手当の支給月数の改正（第23条関係）につきましては、再任用職員以外の職員について、令和元年12月及び令和2年度以降に支給する勤勉手当の支給月数を次のとおり改めるというものでございます。

まず、アの一般職員につきましては、令和元年12月期を0.975月とし、令和2年度以降につきましては、6月期及び12月期を0.95月の年度合計1.9月とし、現行の1.85月から0.05月分を引き上げるというものでございます。

イの特定管理職員、これは課長職以上の職員でございますが、令和元年12月期を1.175月とし、令和2年度以降につきましては、6月期及び12月期を1.15月の年度合計2.30月とし、現行の2.25月から0.05月分を引き上げるというものでございます。

（3）給料表の改正（別表関係）につきましては、行政職給料表（1）の給料月額を平均0.1%引き上げるというものでございます。行政職給料表（1）の大卒の初任給で月額1,500円程度の引き上げで、主に30歳代半ばまでの職員が在職する合計についての引き上げとなっております。それ以降の年代が在籍する合計につきましては、据え置きとなっております。

3の施行年月日等につきましては、公布の日、ただし第2条で規定する令和2年度以降の期末

手当及び勤勉手当の支給月数の改正につきましては、令和2年4月1日から施行する。

なお、第1条で規定する給料法の改正につきましては、平成31年4月1日から適用し、令和元年12月期の勤勉手当の支給数の改正につきましては、令和元年12月1日から適用するというものでございます。

4の条例改正による影響額につきましては、再任用職員の給料及び勤勉手当の支給月数には変更ありませんでしたので、それ以外の職員の（1）給料につきましては、総額で1万4,000円の増額となり、1人当たりの月額平均は57円の増額となっております。

（2）勤勉手当につきましては、総額46万1,000円の増額となり、1人当たりの平均は2万1,962円の増額となります。

（3）住居手当につきましては、対象となる職員がいないため影響額はありません。

なお、去る12月23日月曜日には、全職員に対し改正についての説明を行い、了承を得ております。

以上で、議案第6号の提案理由の御説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木勝彦君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） 給与表に基づいて該当する方の人数をそれぞれ教えてください。パートの方は、これで来年度から会計年度ごとになるので、今回はまったく動きがないのかも確認させてください。

○庶務課長（朝岡得二君） 議長、庶務課長。

○議長（鈴木勝彦君） 庶務課長。

○庶務課長（朝岡得二君） 級別の職員数でございますが、3級の技師級で1人、4級の主査級で6人、5級の係長級で7人、6級の課長補佐級で3人、7級の課長級で3人、8級の事務局長で1人の合計21人となっております。

それから、先ほどパートの関係ですが、こちらにつきましては、今回該当がありません。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） この冬の一時金ですが、もう既に組合も支給されたと思うのですが、そこでの差額の発生しているのですか。それはいつ支給されたのか、これからなのか、確認します。

○庶務課長（朝岡得二君） 議長、庶務課長。

○議長（鈴木勝彦君） 庶務課長。

○庶務課長（朝岡得二君） 差額の支給につきましては、あすの27日で予定をしています。

以上です。

○議長（鈴木勝彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦君） 賛成討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦君） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第6号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木勝彦君） 挙手全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木勝彦君） 日程第5 議案第7号 衣浦衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） ただいま議題となりました議案第7号 衣浦衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第7号は、新規条例でございますが、慣例により条例文の朗読を省略させていただき、参考資料に基づき御説明をさせていただきますので、参考資料1をご覧ください。

まず、1の制定の理由でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号以下「法」という）に基づき、一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続等について、必要な事項を定めるため新たに条例を制定するというものでございます。

具体的には、火災により現在停止している粗大施設の機能を仮復旧するため、クリーンセンター一衣浦敷地内に仮設破砕機の設置を予定する中、法第9条の3第2項の規定に基づき必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するというものでございます。

次に2の制定の概要でございますが、まず（1）趣旨（第1条関係）につきましては法に基づき、一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続及び生活環境の保全上の見地から意見書の提出方法について、必要な事項を定めるというものでございます。

次に（2）対象施設の種類（第2条関係）につきましては、対象施設は廃棄物の処理及び清掃

に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とするというものであります。

次に（3）縦覧の告示等（第3条、第4条関係）につきましては、法第9条の3第2項の規定より報告書等を縦覧に供する告示をする事項等を規定するというものであります。

次に（4）意見書の提出先等の告示（第5条、第6条関係）につきましては、法第9条の3第2項の規定により、意見書を提出する機会を設けるため告示する事項等規定するというものであります。

次に（5）他の施設との協議（第7条関係）につきましては、施設の設置及び変更が他の市町村の区域に該当する場合は、縦覧等の手続について協議するというものであります。

次に3の施行年月日につきましては、公布の日から施行するというものであります。

以上で、議案第7号の提案理由の御説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木勝彦君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

○10番（内藤とし子君） 議長、10番。

○議長（鈴木勝彦君） 10番 内藤とし子議員。

○10番（内藤とし子君） 今これは法律で廃棄物の処理及び清掃に関するというのがあって、新たに条例を制定することなののですが、この関係はどうなるのか。それから該当するものがあるのかということなののですが、5番目にほかの市町村の区域に該当する場合は、縦覧等の手続について協議するとなっていますので、この当たりがどのように関係するのかお示してください。

○庶務課長（朝岡得二君） 議長、庶務課長。

○議長（鈴木勝彦君） 庶務課長。

○庶務課長（朝岡得二君） まず、この条例の制定をする理由でございますが、今回の火災によりまして、現在粗大施設の破砕機が使えない状態というのは、先ほど御説明をさせていただきました。それにつきまして、仮設の破砕機を設置することとした場合、県のほうに設置届を出す必要が発生してまいります。その設置届を出す要件としまして、生活環境調査を実施するということが条件として挙げられておりまして、その生活環境調査を行った後、県のほうへ提出する届出の必要のためにこの条例を設置するというものでございます。

それから、該当するものは先ほど説明をさせていただきました仮設の破砕機をこのクリーンセンターに設置を予定しておりますので、他の市町村との協議は必要ございません。

以上でございます。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） 法律は昭和45年にできており、この施設をつくるときには、この条例が必須ではなかったかと思うのですが、目こぼししていたのか。そして復旧のために中をそっくりかえるのですが、それはこの条例の対象にならないのかということと、それからこの2番目

に書いてあるように、いろいろな施設のうちの焼却施設とするというように書いてあるので、粉碎施設はこの対象に該当しないと思うのですが、県への届出に県がこの条例をつくれと言われたからつくるのだけれども、実際には施設は該当しない。しかも生活環境調査影響調査もやらないのではないのですか、確認します。

○庶務課長（朝岡得二君） 議長、庶務課長。

○議長（鈴木勝彦君） 庶務課長。

○庶務課長（朝岡得二君） まず、このクリーンセンターをつくる時点、平成4年からこのクリーンセンターの建設が始まったのですが、その時点ではこの法律はございませんでした。それで、クリーンセンターをつくる時の環境影響評価の作成は行っておりますが、県知事への設置許可につきましては、環境アセスの必要はなかったということで、その後、法律が施行されましたので、その後、法改正の後、組合として特に新たに廃棄物処理のものをつくる機会がございませんでしたので、条例制定には至っておりませんでした。

それから、今回の施設が破碎施設でございますので、この生活環境影響調査の縦覧の対象にはなりません。

それから、今回の仮破碎機を設置するに当たり、生活環境影響調査は実施するのかということですが、設置届に必要とされましたので、環境影響調査のほうは行ってまいります。

以上でございます。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） 昭和45年の法律なのだけれど、いつ改正されてこれは全くその該当にならなかったと。生活環境影響調査はやったけれども縦覧対象にはならなかったということで、これは国の法律で県が通知をしてきたというのだけれども、県の条例ではないのですね。大もとの国の法律によって、今回やりますと。それから生活環境影響調査は具体的な項目は何ですか。きょう議決すると、即発注されると思うので、もう事務的にはつくっているのではないか思うのだけれども、雨ざらしで回りを囲うだけということで、音などがクリアできるのかなというように心配もするのですが、どんな項目で書いてあるのですか。

○庶務課長（朝岡得二君） 議長、庶務課長。

○議長（鈴木勝彦君） 庶務課長。

○庶務課長（朝岡得二君） まず、先ほど言いました法の改正でございますが、平成9年6月に改正をされ、翌平成10年6月17日より施行をされたものでございます。

○業務課長（杉浦 嘉彦君） 議長、業務課長。

○議長（鈴木勝彦君） 業務課長。

○業務課長（杉浦 嘉彦君） 生活環境影響調査による今回の仮設の破碎機について行うのかということを含めまして、悪臭ですとか、それから粉塵、騒音、振動の調査のほうを今、県と調整

をしているところです。悪臭につきましては、悪臭が出るようなものは破碎しないので、免除できるのではないかということで、今現在、調査中でございます。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） 音は入っていないのですね。それで縦覧もしないので、近隣住民はこのことは内部的にはやられるのだけれども、全然知らずに事が進んでしまうということに結果的にはなるのですね。

○業務課長（杉浦 嘉彦君） 議長、業務課長。

○議長（鈴木勝彦君） 業務課長。

○業務課長（杉浦 嘉彦君） 音につきましては、騒音、振動は調査項目でございますので、調査のほうはしてまいります。それから、縦覧手続が粉碎機器については、今回の条例は外れておりますので縦覧は行いませんということです。

○議長（鈴木勝彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦君） 賛成討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦君） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第7号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木勝彦君） 挙手全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木勝彦君） 日程第6 議案第8号 令和元年度衣浦衛生組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） ただいま議題となりました議案第8号 令和元年度衣浦衛生組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

令和元年度衣浦衛生組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,506万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億6,034万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。（地方債の補正）

第3条、地方債の追加及び変更は「第3表 地方債補正」によるというものでございます。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、今回の補正予算は、クリーンセンター衣浦火災に伴う復旧費等及び決算見込みを踏まえたもので、歳入では分担金の減額と繰越金の増額及び組合債の減額を、歳出では人件費において人事異動及び人事院勧告、需用費中燃料費及び光熱水費及び委託料、使用料及び賃借料並びに工事請負費で、クリーンセンター衣浦火災に伴う復旧費等及び決算を見込んだ増減額を提示をしております。

それでは、3ページをお開きください。

第2表、債務負担行為でございますが、このたび発生しましたクリーンセンター衣浦の火災に伴う復旧工事費を新たに設置するものでございます。今議会で補正予算の議決をいただき、その後、本契約手続を終え工事着手するもので、期間は令和元年度から令和2年度までの2年度で、限度額は全体予定金額の10億3,950万円としております。これは、この工事に対する支払が令和元年度にはなく、全て令和2年度で予定をされているためでございます。

次に第3表、地方債補正でございますが、1追加としてクリーンセンター衣浦火災復旧に伴う集積場増設整備です。これはクリーンセンター場内に事業系不燃ごみ及び分別金属の集積場を増設整備するための追加でございます。起債手続は75%となっております。

次に変更として、クリーンセンター衣浦のガス冷却室出口ダクト等更新工事の額の確定に伴い、限度額を減額するものでございます。起債充当率は75%となっております。

次に4ページをお開きください。

3限度額の合計としまして、両事業を合計した補正後の限度額は2億5,250万円となります。

それでは次に、歳入歳出の詳細につきまして、事項別明細書により御説明を申し上げます。

10ページ、11ページをお開きください。

2歳入でございますが、1款分担金及び負担金1項分担金1目分担金は、535万2,000円を減額補正し、説明欄にございますように碧南市分で293万6,000円を、高浜市分で241万6,000円を減額し、分担金総額を16億605万5,000円とするものでございます。なお、補正後の構成市分担

金は衣浦斎園分も含め、碧南市が9億6,577万7,000円に、高浜市は6億4,547万8,000円となります。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金の補正額は、3,061万2,000円を増額し、6,661万2,000円とするもので、これは平成30年度決算により繰越額が確定したことによるものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

6款組合債1項組合債1目衛生債の補正額は1,020万円を減額し、2億5,250万円とするもので、これは先ほど地方債補正で御説明したとおり、ガス冷却室出口ダクト等更新工事は額の確定による減、クリーンセンター衣浦火災復旧に伴う集積場増設整備は火災によるクリーンセンター場内に集積場を増設整備することによる増でございます。

14、15ページをお開きください。

歳出でございますが、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の補正額は244万1,000円の増額で、1億698万6,000円とするものでございます。これは2節給料から4節共済費の人件費で、人事異動により技師が主査配置となったこと及び人事院勧告により増額するものでございます。

3款衛生費1項清掃費1目清掃総務費の補正額は149万8,000円の増額で、1億4,186万7,000円とするものでございます。これは3節職員手当等で人事院勧告及びクリーンセンター衣浦火災に伴う時間外手当の増による増額でございます。

16ページ、17ページをお開きください。

3目ごみ処理費の補正額は2,126万5,000円の増額で、13億4,617万1,000円とするものでございます。内訳でございますが、13節委託料は火災に伴い、仮設分別会場を衛生センター敷地内で開設することに伴い、ごみ搬入車両の交通整理業務を委託するための増、14節使用料及び賃借料は火災に伴う仮設破砕機のレンタル費の増、15節工事請負費中ごみ搬入車両待機路増設工事は火災復旧第一優先とすることにより取りやめ、1,666万5,000円の減額、火災復旧に伴う仮囲い設置工事は仮設破砕機設置に伴い、破砕機周りのゴミの飛散防止及び防音対策用の仮囲いを設置するもので594万円増額するものでございます。

5目余熱利用施設費の補正額は393万1,000円の増額で、1億2,986万円とするものでございます。

内訳でございますが、11節需用費中燃料費は、火災によるごみ焼却炉停止に伴う灯油使用数量の増加により72万9,000円の増額、光熱水費で夏場の猛暑等による水道料及び下水道使用料の使用数量の増加により320万2,000円を増額するものでございます。

18、19ページをお開きください。

2項環境衛生費1目斎園費の補正額は407万5,000の減額で、1億869万3,000円とするものでございます。

これは2節給料から4節共済費の人件費で、人事院勧告により増額となりましたが、人事異動

により主査が技師配置となったことにより、減額するものでございます。

5款予備費1項予備費1目予備費の補正額は1,000万円の減額で、0円とするものでございます。これは、火災に伴う復旧費に充てるため、減額するものでございます。

続きまして、20ページ、21ページには給与費明細書を、22ページ、23ページには地方債の前々年度末における現在高及び前年度末並びに当該年度末における現在高見込みに関する調書補正を添付してございますので、御参照賜りたいと思います。

以上で、議案第8号の提案理由の御説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木勝彦君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） 3ページのところの債務負担行為ですが、復旧工事で10億円ということですが、この中で延命工事で、今までこの最後のところで28億円の起債の現在高が書いてあるのですが、この火事に伴って延命工事にかかわった部分はあるのか、ないのか、いくらほどになるのか。それから、この復旧費は当然次年度で碧南市、高浜市と負担金をそれぞれの率で分け合うのですけれども、保険が来た場合は最終決裁だから来年度中に出るのか出ないのか、来年度中に保険で相殺するということになればいいけれども、現金で10億円からのお金を単年度で出すというのは、なかなかしんどいことで、その辺はお金の流れとしてはどのようにしてやっていこうとされてみえるのか教えてください。

それから、歳出のほうの17ページのところで、先ほど言われた仮設の粉砕機のレンタル料ということで、3目14節ですけれども3,025万円ということですが、これは規模的にはどのような規模で、現行の破砕機はどのくらいの規模で、こんどきのレンタルはどのくらいの規模で、それで稼働日数は、ここは週に1回ぐらいしか行わなかったというのだけれども、今度はどうなっていくのか。それは誰が操作するのかも含めてお答えください。それから、雨漏りについてはそういう点では、雨除けがないのだけれども大丈夫なのかということも教えていただきたい。破砕したものの運送も含めて、今は衣浦資源組合がやっていると思うのですが、この人たちがこちらに回ってやっていただけるということになるのかお答えください。

それから19ページの予備費ですが、ざっくりと全額使われたのですが1,000万円、火災に使いましたということですが、実際具体的にはどういうものに使ったのか、さっきの時間外手当とか、そういうものにも利用されたのか、具体的な内訳を教えてください。

以上です。

○業務課長（杉浦 嘉彦君） 議長、業務課長。

○議長（鈴木勝彦君） 業務課長。

○業務課長（杉浦 嘉彦君） 最初の延命化につきましては、だぶっているということはありませんでした。それから財源につきましては起債で行ってまいりますので、分担金が今影響する

ということではございません。保険につきましては、まだいくらになるかは保険屋さんのほうの査定のほうは来ておりませんので、今の段階では申し上げることができません。

それから17ページの破砕機のレンタルにつきましては、稼働日数につきましては剪定枝等を破砕してまいりますので、ほぼ毎日破砕のほうはしてまいります。それから能力の比較はどうかということでございますけれども、今現在ついていますが、日に40トンぐらいのものがついております。今回仮設で考えておりますのは、時間2トンから3トンぐらいのものをということでございますので、能力的には半分ぐらいになるという予定でございます。雨漏りということでございますけれども、これは外で作業をしてまいりますので、雨の日は雨の中で作業をするということになります。

○庶務課長（朝岡得二君） 議長、庶務課長。

○議長（鈴木勝彦君） 庶務課長。

○庶務課長（朝岡得二君） 予備費の使い道でございますが、今回火災におきまして、増額した金額の一部に充てさせていただいたものでございます。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） もう1回、3ページのところに2回目の質問ですが、この後、休憩を取って指名審を開いて随意契約をやるということなのですが、少なくとも随意契約の場合でも見積もりは取られていると思うのですが、見積もりは取ったのか、取らないのか、何社で取ったのかということも確認したいと思います。

それから破砕機の問題では17ページですが、衣浦衛生資源組合にお願いするということによってよろしいですか。それで雨の日も毎日、毎日ぬれてやると、カップを着て。気の毒な話で、これから2月ぐらいが一番最も寒くなると思うのですが、寒い中でも頑張れと、気の毒な話ですね。ということで、よろしいですかね。その点、お答えください。

○業務課長（杉浦 嘉彦君） 議長、業務課長。

○議長（鈴木勝彦君） 業務課長。

○業務課長（杉浦 嘉彦君） 見積もりにつきましては取っております。何社取ったかということでございますけれども、今現在、運転をしていただいておりますプラントの整備をしていただいております1社から取っております。それから、レンタル破砕機の運転につきましては、資源組合さんを予定しております。外で行いますので、雨の中の作業ということにはなっています。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） 見積もりというのは、相見積もりではないの、1社しか取らなくていいのですか。いつでも形ばかりでも2社、3社と一応相見積もりを取るのではないのですか。随意契約で着地が決まっているから1社しか取らずに、とんとんとんと5分で決めるのですか。

それから17ページのところですけれども、これは3,000万円のリース料ということで、1月、2月、3月ですよね。年が明けると4月、5月、6月の3カ月があつて、これは倍になるということですか、来年度も含めると。ほかに何が入っているのか、純粹なリース料だけで3,000万円ということで、ほかのものは入ってないですか。来年も同額なのか、割り引きになるのか。

○業務課長（杉浦 嘉彦君） 議長、業務課長。

○議長（鈴木勝彦君） 業務課長。

○業務課長（杉浦 嘉彦君） 済みません、先ほど運転するのを資源組合と申しましたけれども、こちらのほうは現在、委託のほうで運転をしております神鋼環境ソリューションになりますので、訂正をさせていただきます。

1社でよいのかという御質問でございますけれども、この担当自体が工事の今まででも、ほかに設備との関連がございます、修理とか修繕それから管理の問題で1社でやってきたということで、今回も同じような形でやってまいります。

レンタル費につきましては、今回挙げさせていただいている中には設置費が入っておりますので、全体では4,500万円ぐらいということで考えております。

○議長（鈴木勝彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦君） 賛成討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦君） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第8号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木勝彦君） 挙手全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。おおむね10分ぐらいをお願いいたします。

午前11時22分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（鈴木勝彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 議案第9号 火災に伴うクリーンセンター衣浦復旧工事の請負契約締結についてを

議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） ただいま議題となりました議案第9号 火災に伴うクリーンセンター衣浦復旧工事の請負契約締結について提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年）法律第67号第96条第1項第5号及び衣浦衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和41年）衣浦衛生組合条例第3号第2条の規定により、下記のとおり契約を締結するため議会の議決を求めるというものでございます。

議決を賜りたいものは1契約の目的としまして、火災に伴うクリーンセンター衣浦復旧工事です。

2契約の内容としまして、（1）No. 1可燃物搬送コンベヤ更新（1基）、（2）No. 2可燃物搬送コンベヤ部分更新（1基）、（3）No. 3可燃物搬送コンベヤ更新（1基）、（4）No. 4可燃物搬送コンベヤ更新（1基）、（5）No. 5可燃物搬送コンベヤ更新（1基）、（6）アルミ選別機投入コンベヤ更新（1基）、（7）アルミ選別機部分更新（1基）、（8）振動ふるい等部分更新、（9）電気設備部分更新（粗大ごみ処理施設）、（10）建築補修工事、（11）建築設備工事、（12）可燃性破砕物搬送コンベヤ部分工事（1基）、（13）電気設備部分更新（ごみ処理施設）であります。

3契約の方法としまして、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく随意契約でございます。

4契約の金額は、金9億9,000万円です。なお、うち消費税及び地方消費税の額、金9,000万円、予定価格に対する落札率は95.2%でありました。

5契約の相手方は、名古屋市西区名駅2丁目27番8号 株式会社神鋼環境ソリューション名古屋支店 支店長 久野貴洋氏であります。

それでは、次ページの参考資料1ごらんください。

火災に伴うクリーンセンター衣浦復旧工事の請負契約締結の概要について御説明をいたします。先ほど説明いたしました項目につきましては、省略をさせていただきます。

2工事施工場所は碧南市広見町地内となります。

5見積もり日は令和元年12月26日執行。

8工期は令和元年12月27日から令和2年7月31日までとなります。

9その他の契約条項は、地方自治法地方自治法施行令衣浦衛生組合契約規則等によるものであります。

10予算措置は、3款衛生費1項清掃費3目ごみ処理費15節工事請負費債務負担行為であります。

3の工事内容は、見開きになっている参考資料2をご覧くださいと思います。

表面は、粗大ごみ処理施設の処理工程概要図、裏面は、ごみ焼却施設の処理工程概要図でございます。その中で、更新する各施設の位置を示しております。

まず、表面をお願いいたします。

(1) No. 1 可燃物搬送コンベヤは、振動ふるいで選別された可燃物を搬送するコンベヤで、全焼したコンベヤ本体の復旧工事を行います。

(2) No. 2 可燃物搬送コンベヤは、集塵機等で集められた可燃物を搬送するためのコンベヤで、部分的に損傷した駆動装置、ベルト及びローラー等の復旧工事を行います。

(3) No. 3 可燃物搬送コンベヤは、No. 1 可燃物搬送コンベヤから運ばれた可燃物を搬送するためのコンベヤで、全損したコンベヤ本体の復旧工事を行います。

(4) No. 4 可燃物搬送コンベヤは、No. 3 可燃物搬送コンベヤ及び可燃性破砕物搬送コンベヤから運ばれた可燃物を搬送するためのコンベヤで、全損したコンベヤの本体の復旧工事を行います。

(5) No. 5 可燃物搬送コンベヤは、No. 4 可燃物搬送コンベヤから運ばれた可燃物を搬送するためのコンベヤで、全損したコンベヤ本体の復旧工事を行います。

(6) アルミ選別機投入コンベヤは、振動ふるいで選別されたアルミ等をアルミ選別機へ投入するコンベヤで、全損したコンベヤ本体の復旧工事を行います。

(7) アルミ選別機は、アルミを選別し回収するための装置で、部分的に損傷したベルト及びドラムセル等の復旧工事を行います。

(8) 振動ふるい等は、部分的に損傷した振動ふるい、可燃物投入ゲート、可燃性粗大集塵機、プラント配管、集塵ダクト等及びシュート部の復旧工事を行います。

(9) 電気設備（粗大ごみ処理設備）は、全損した動力制御ユニット7台及び現場操作盤並びに部分的に損傷したケーブル等の復旧工事を行います。

(10) 建築補修工事は、部分的に損傷した床及びはり等の復旧補修工事を行います。

(11) 建築設備工事は、全損した建築機械設備、消防設備、建築電気設備等の復旧工事を行います。

続きまして、裏面をお願いいたします。

(12) 可燃性破砕物搬送コンベヤは、可燃性粗大ごみ破砕機で破砕された可燃物を搬送するコンベヤで、部分的に損傷した駆動装置及び塗装焼けの復旧工事を行います。

(13) 電気設備（ごみ焼却設備）は、全損した無停電電源装置動力制御盤、パルス検出器及び上下電磁流量計並びに部分的に損傷したごみクレーンインバータ及びケーブル等の復旧工事を行います。

以上で議案第9号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） この図面は、現況の図面ですよ。今までいろいろコンベヤを難燃性のものにするとか、いろいろな作業の工程の中であまりにも狭いと人が入っていけなくてメンテナンスなどは苦慮するのではないかということも言いましたけれども、それらのことはこの図面には全く反映されない、今日とにかくさつき指名審を開いて、随意契約で入札されたばかりですので、具体的な設計は今後委ねるのに、全くこれは原型のままということで確認してよろしいですか。そして、付帯事項等は何かあったのでしょうか、確認します。

○業務課長（杉浦嘉彦君） 議長、業務課長。

○議長（鈴木勝彦君） 業務課長。

○業務課長（杉浦嘉彦君） コンベヤにつきましては、難燃性のものを今より燃えにくいものを採用しているということですので中に入っています。コンベヤの位置とか、そういうのは先ほど議員から入りにくいのではないかとすとか、ございますけれども、今の位置に同じものを取りつけるという計画をしております。ただ、そこに駆動しますモーターですとか、まだこの設計に入ってはいませんが再発防止で、どのような消火設備をつけるかというようなことはこれからということになります。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） 異例の異例で1社しか見積もりを取らずに随意契約でやられたということですが、今後は、明日から工期になっているのですけれども、具体的な車両等が入るといのはどんな形ですか。一番ピーク時がどのぐらいで。

○業務課長（杉浦嘉彦君） 議長、業務課長。

○議長（鈴木勝彦君） 業務課長。

○業務課長（杉浦嘉彦君） 工事車両がいつから入るかということまでは、まだコンベヤがいつでき上がるかというところで、それが搬入された時が一番車両のピークにはなるのですけれども、今の段階ではまだそこまでの詳細の工程はできておりません。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） 石川島播磨系統で今度の新しいリースの破碎機もその方が、関連の方が請け負ってやられるということで、ますます石川島に沿った一本化ということになって、ちょっと心配なのですが、何はともあれ先ほど指摘したように、こんなに何でもかんでも便利だ、便利だということで、ごちゃまぜにして機械が振り分けていくということでは、また火事も再びある懸念も拭い去れませんということも指摘しまして、結果としては市民のために早く復旧するというのが命題ですので賛成せざるを得ないかなという形ですが、指摘だけはさせていただきます。

○議長（鈴木勝彦君） ほかに。

○4番（新美交陽君） 議長、4番。

○議長（鈴木勝彦君） 4番 新美交陽議員。

○4番（新美交陽君） 消火設備というのは前よりも充実させるとか、そういうことは何か余り載っていないのですけれども、スプリンクラーとか、そういうことはどうなんですか。

○業務課長（杉浦嘉彦君） 議長、業務課長。

○議長（鈴木勝彦君） 業務課長。

○業務課長（杉浦嘉彦君） 再発防止ということで、消火設備等強化はしていきたいと考えているのですけれども、今この段階では現状復旧の計画では入っておりません。そういった消火設備については、これから業者さんと詰めましてのせていくということになっております。

○4番（内藤とし子君） 議長、10番。

○議長（鈴木勝彦君） 10番 内藤とし子議員。

○10番（内藤とし子君） 先ほども、これは今のままの図だというお話が出ましたが、このいまの状態です火災に遭った部分だけをこのまま切りかえるというように考えていいのかどうか。

○業務課長（杉浦嘉彦君） 議長、業務課長。

○議長（鈴木勝彦君） 業務課長。

○業務課長（杉浦嘉彦君） この図を見ていただきますとおり、現場でもそうですけれども、今あるコンベヤを取りかえるというところは、大まかなところはそのとおりでございます。

ただ、やはり再発防止のために消火設備をどのようにつけていくかというのは、今から計画のほうはしていくということになります。

○議長（鈴木勝彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦君） 賛成討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦君） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第9号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木勝彦君） 挙手全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木勝彦君） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（禰亙田政信君） 議長、管理者。

○議長（小嶋克文君） 管理者。

○管理者（禰亙田政信君） どうも皆様、大変お疲れさまでございました。本日、私どもから提案させていただきました案件につきまして、慎重なる審議を賜りまして、原案どおり御決定をいただきまして、まことにありがとうございました。

議員の皆様には置かれましては本年1年を通じまして、組合事業推進の格別の御支援、御協力を賜りまして、心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

来たる年におきましても、本年同様、両市民の付託に応えるよう、職員一同努力してまいりますので、一層の御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げまして、お礼のあいさつとさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦君） 以上で今期定例会の付議事件は、全て終了いたしました。よって、令和元年第5回衣浦衛生組合議会定例会はこれにて閉会いたします。

慎重御審議、まことにありがとうございました。お疲れさまでした。

（午前11時53分閉会）

以上は、令和元年12月26日に行われた令和元年第5回衣浦衛生組合議会定例会の会議録であります。

令和元年12月26日

議 長 鈴木勝彦

議 員 新美交陽

議 員 内藤とし子